

【障害分】用語の定義・事業概要

1 用語の定義

この仕様書における用語の定義は下記のとおりとする。

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等：通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、障害者施設等、訪問系サービス事業所及び相談系サービス事業所をいう（以下、これらを総称して「障害福祉サービス施設・事業所等」という。）
- (2) 通所系サービス事業所：生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスをいう。
- (3) 障害者施設等：障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設をいう。
- (4) 訪問系サービス事業所：居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援をいう。
- (5) 相談系サービス事業所：計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援をいう。

2 事業概要

- (1) 障害福祉サービス施設・事業所等職員への慰労金交付事業

ア 対象サービス

石川県内の全ての障害福祉サービス施設・事業所等

※利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

※障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の事業者（障害福祉サービス施設・事業所等に準ずるものに限る。）であって、石川県での緊急事態宣言発令中（令和2年4月13日（月）から5月6日（水））に市町からの要請を受けて業務を継続していた事業所も対象に含む。

イ 対象者

アの障害福祉サービス施設・事業所等に令和2年2月21日（金）から6月30日（火）までの間に通算して延べ10日以上勤務した者で、「利用者との接触」を伴い、かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

※派遣労働者の他、業務受託者の労働者として当該障害福祉サービス施設・事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。

ウ 交付額

	区分1	区分2	給付額
①	利用者に感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障	<訪問系> 実際に感染者又は濃厚	20万円

	害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員	接触者にサービスを1度でも提供した職員 <その他の障害福祉サービス施設・事業所等> 実際に感染症患者又は濃厚接触者が発生した日（※）以降に当該施設・事業所で勤務した職員 （※）患者：症状が出た日、濃厚接触者：感染者と接触した日	
		上記以外の職員	5万円
②	①以外の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員		5万円

エ 対象施設等数及び対象法人数、対象者数

約1,200事業所・施設（推計）、約300法人（推計）、約16,000名（推計）

オ 交付スキーム

- ① 県は、障害福祉サービス施設・事業所等を運営する法人（以下「各法人」という。）に対し、事業案内を電子メール等で送付し、事業の申請開始を周知
 ※申請方法について、
 ○WEB：入力ホームによるオンライン申請
 ○郵送：申請様式を県HPからダウンロードし、郵送で申請
 ※申請は法人単位とし、事業案内にもその旨を明記する。
 - ② 各法人は、全職員に係る交付の可否、金額の当てはめ、対象者から代理受領委任状を徴収したうえで、WEBまたは郵送で申請
 ※郵送の場合は、必要書類（事業所ごとの事業計画書、慰労金受給職員表等）と合わせて県に申請書を提出
 ※また、本通の郵送に加え、電子メールでの電子ファイルの提出も求める予定
 - ③ 県は、申請書を審査のうえ、各法人に対し、交付決定通知を発送するとともに、事業所ごとに事業費（法人毎の慰労金総額）の概算払いを行う。
 - ④ 各法人による事業執行（対象者への慰労金の支払い）
 - ⑤ 各法人は、事業完了後、県に対し、必要書類と合わせて、実績報告書を提出
 - ⑥ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。過払いがあった場合は、返還手続きを行う。
- ※離職者など各法人から支払いが困難な対象者については、法人を経由せず、対象者

と直接申請・交付事務等を行う形を想定

カ 交付スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	各法人からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・ 県から交付決定通知の発送、各法人への事業費（事業所毎の慰労金総額）の概算払い ・ 各事業所での事業執行（対象者への慰労金の支払い）
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	各法人からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き

（2）障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業

ア 対象サービス

石川県内の全ての障害福祉サービス施設・事業所等

※利用者又は職員に感染者が発生している否かは問わない。

イ 対象者

令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上で、障害福祉サービス等を提供するために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス施設・事業所等

ウ 対象経費

（例）衛生用品等の感染症対策に要する物品購入費用、外部専門家等による研修実施に要する費用、感染防止を徹底するための面会室の改修費、消毒費用・清掃費用、タブレット等のICT 機器の購入又はリース費用等

エ 交付額

支援対象サービスの種別ごとに基準単価を設定

オ 対象施設等数及び対象法人数

約1,400事業所・施設（推計）、約300法人（推計）

カ 交付スキーム

- ① 障害福祉サービス施設・事業所等及び各法人に対し、事業案内を電子メール等で送付し、事業の申請開始を周知

※申請方法について

○WEB：入力ホームによるオンライン申請

○郵 送：申請様式を県HPからダウンロードし、郵送で申請

※申請は法人単位とし、事業案内にもその旨を明記する。

② 各法人は、WEBまたは郵送で申請

※郵送の場合は、必要書類（事業所ごとの事業計画書等）と合わせて県に申請書を提出

※また、本通の郵送に加え、電子メールでの電子ファイルの提出も求める予定

③ 県は、申請書を審査のうえ、各法人に対し、交付決定通知を発送するとともに、事業所ごとに事業費の概算払いを行う。

④ 各法人による事業執行

⑤ 各法人は、事業完了後、県に対し、必要書類と合わせて、実績報告書を提出

⑥ 県は、実績報告書を審査し、各法人に対し、額の確定通知を発送する。過払いがあった場合は、返還手続きを行う。

キ 交付スケジュール（想定）

実施期間（予定）	内容
令和2年8月中旬～12月下旬	各法人からの申請書受付
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	申請書の審査
令和2年8月中旬～令和3年1月上旬	・県から交付決定通知の発送、各事業所への事業費の概算払い ・各事業所での事業執行
令和2年9月上旬～令和3年2月下旬	各法人からの実績報告書受付
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	実績報告書の審査
令和2年9月上旬～令和3年3月上旬	額の確定通知の発送、過払いがあった場合の返還手続き

(3) 在宅サービス事業所による利用者への再開支援助成事業

ア 対象サービス

石川県内の計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域移行支援事業所（以下、「在宅サービス事業所」という。）

イ 対象者

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者（在宅サービス事業所を利用していった者で過去1ヵ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない者）への利用再開支援を行った在宅サービス事業所（利用再開支援の具体例は別途提示）

ウ 交付額

対象サービスの種別毎及び利用再開支援の種別毎に、基準単価を設定

エ 対象施設等数及び対象法人数

約950施設・事業所（推計）、約250法人（推計）

オ 交付スキーム

(2) カと同じ

カ 交付スケジュール (想定)

(2) キと同じ

(4) 在宅サービス事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業

ア 対象サービス

(3) アと同じ

イ 対象者

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所

ウ 対象経費

「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する購入費用等
(例) 長机、飛沫防止パネル、換気設備、感染防止のための内装改修費

エ 交付額

1事業所あたりの基準単価を設定

オ 対象施設等数及び対象法人数

約950施設・事業所 (推計)、約250法人 (推計)

カ 交付スキーム

(2) カと同じ

キ 交付スケジュール (想定)

(2) キと同じ